

岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び ガイドラインの改定について

岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

1 策定の経緯及び趣旨

- ・ 現行の県行動計画は、平成 18 年 1 月に策定した「岩手県新型インフルエンザ対策対応方針」に基づき策定されたもので、平成 21 年 2 月に改定された国の行動計画を踏まえ、平成 22 年 9 月に全面的に見直ししたもの。(その後、国は、平成 23 年 9 月 20 日付で、新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応に係わる検証を踏まえて行動計画を改定している。)
- ・ 行動計画等の新型インフルエンザ等対策の実効性を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成 24 年 5 月 11 日に公布され、本年 4 月 13 日付で施行されたところ。国は、特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を 6 月 7 日に、また、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を 6 月 26 日に公表したところ。
- ・ 特措法第 7 条の規定により、政府行動計画に基づき本県の行動計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- (1) 新型インフルエンザの発生前・発生後において、県の各部局が具体的にどのように行動するかを規定し、今後の対策の基本とするもの。
- (2) 発生が懸念された場合や実際に発生した場合には、本行動計画がベースとなって、岩手県新型インフルエンザ等対策本部において、具体的な対策が検討・決定されるもの。

3 策定にあたっての役割分担とスケジュール（別紙のとおり）

4 計画のポイント

特措法に基づく初の行動計画

特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

【従来の行動計画への追加事項】

(1) 新型インフルエンザ等対策に対する体制

ア 指定地方公共機関の役割等

- ① 行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難なことから指定地方公共機関による協力が必要。（災害対策基本法、国民保護法に準拠。）
- ② 医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医薬品卸業協会、高压ガス保安協会、三陸鉄道、IGR、バス協会、トラック協会等について当該法人の意見を聴いて指定を予定。
- ③ 新型インフルエンザ等が発生した場合、所管する業務について対策を実施する責務を有する。
- ④ 業務計画を作成し、県への報告が必要。

イ 国が発出する新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を受けての対応内容

(2) 感染拡大防止

- ア 法定化された不要不急の外出自粛等の要請等
- イ 法定化された施設の使用制限の要請等

(3) 予防接種

- ア 法定化された特定接種の対象となりうる業種等
 - ・ 特定接種とは、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、そのような業務に従事する者に対し、住民に先んじて行われる予防接種。
- イ 住民接種の基本的考え方（市町村が主体、接種の順位の考え方）

(4) 新感染症

行動計画の対象を新感染症に拡大

岩手県新型インフルエンザ対策ガイドラインの改定

1 改定の経緯及び趣旨

- ・ 平成 20 年 1 月に策定した「岩手県新型インフルエンザ対策ガイドライン（レベルⅣ以降）」について、平成 21 年 2 月に改定された国のガイドラインを踏まえ、平成 22 年 9 月に改定（全面的な見直し）。
- ・ 県行動計画の策定作業と並行して、当該ガイドラインの改定を実施するもの。

2 ガイドラインの位置づけ

- (1) 新型インフルエンザの発生前・発生後に行う感染拡大防止や医療などの各種対策・対応の骨子を示すことにより、県や市町村、企業、関係機関・団体、県民等の各層の取組みを促すための指針とするもの。
- (2) 発生が懸念された場合や実際に発生した場合には、本ガイドラインがベースとなって、各層が具体的な対策・対応に当たるもの。

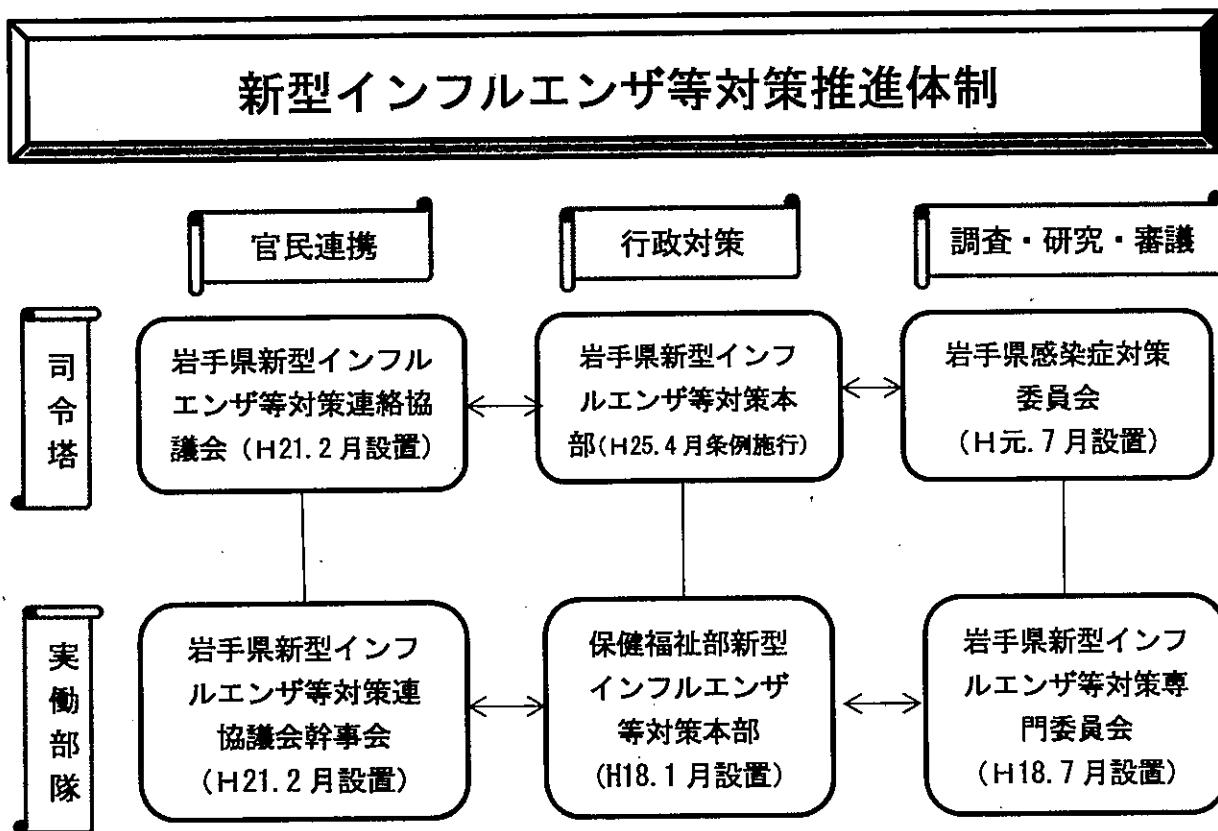
3 ガイドラインの改定の内容

(1) 2つの個別ガイドラインを追加（国の例による）

現行	改定
① 感染拡大防止に関するガイドライン	① まん延防止に関するガイドライン
② 医療体制に関するガイドライン	② 医療体制に関するガイドライン
③ 患者搬送体制に関するガイドライン	③ 患者搬送体制に関するガイドライン
④ 抗インフルエンザウイルス薬の供給及び使用に関するガイドライン	④ 抗インフルエンザウイルス薬の供給及び使用に関するガイドライン
⑤ 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン	⑤ 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
⑥ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン	⑥ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン
⑦ 情報提供・共有に関するガイドライン	⑦ 情報提供・共有に関するガイドライン
⑧ 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン	⑧ 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン ⑨ サーベイランスに関するガイドライン ⑩ 予防接種に関するガイドライン

(2) 国ガイドラインと整合性を図る等の現行個別ガイドラインの文言整理等

【役割分担】



岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画(最終案)概要

県行動計画に基づき、県、市町村、事業者等が連携・協力し、
発生段階に応じた総合的な対策を推進

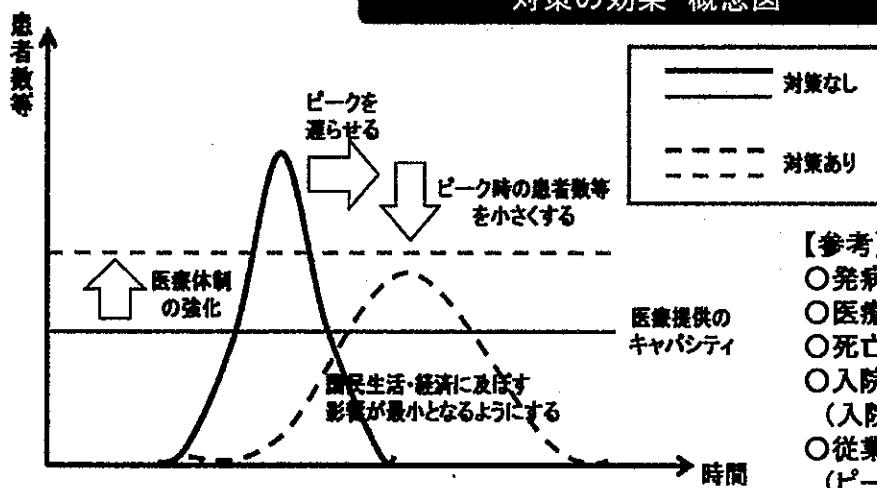
対策の目標及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



【参考】流行規模・被害想定(県内)

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数 約25万人
- 死亡者数 1700～6500人
- 入院患者数 5400～20000人
(入院患者数/日 約1030～4060人)
- 従業員の欠勤 最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

県行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 政府行動計画に基づく、県域に係る行動計画
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

項目

特色

1 体制	<ul style="list-style-type: none">◆ 知事を本部長とした対策本部の設置(法定)◆ 指定地方公共機関の指定
2 まん延防止	<ul style="list-style-type: none">◆ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定◆ 不要不急の外出の自粛の要請等について規定◆ 施設の使用制限の要請等について規定
3 予防接種	<ul style="list-style-type: none">◆ 特定接種の対象者(登録事業者)を規定◆ 住民接種の接種順位の基本的な考え方を規定
4 新感染症	<ul style="list-style-type: none">◆ 行動計画の対象を新感染症に拡大
5 留意事項	<ul style="list-style-type: none">◆ 基本的人権の尊重について記載を充実◆ 記録の保存について新たに規定

発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期 県内未発生期	県内発生期	小・中期
対策の目的	・発生に備えて体制の整備	・国内侵入の遅延 ・県内発生の遅延 ・早期発見 ・県内体制の整備	・県内感染拡大抑制 ・適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・県民生活・経済の影響を最小限に抑制 ・県民生活・経済の回復 ・流行の第二波への備え
実施体制	国、県、市町村、指定(地方)公共機関等を挙げて体制を強化 ・県行動計画等作成 ・体制の整備 ・市町村との連携、支援	・県対策本部の設置 ・県内サーベイランスの強化等（全数把握、学校等集団発生把握）	・基本的対処方針変更に関して県対策本部で協議 (政府現地対策本部との連携)	★緊急事態宣言時：市町村対策本部の設置 ・基本的対処方針変更に関して県対策本部で協議 ・緊急事態宣言解除 ・対策評価見直し ・県対策本部、市町村対策本部の廃止
サーベイランス	発生段階に応じたサーベイランスの実施 ・情報収集 ・通常のサーベイラントス ・体制整備 等	・県内サーベイランスの強化等（全数把握、学校等集団発生把握）	・サーベイランスの強化	・学校等通常サーベイランスに戻す ・全数把握中止 ・通常のサーベイランスを継続 ・学校等集団発生把握の強化
情報提供	一元的な情報発信、県民へのわかりやすい情報提供 ・継続的な情報提供 ・体制整備 等	・県民への情報提供 ・コールセンター等の設置	・多様な媒体による情報提供 ・コールセンター等の充実・強化	・コールセンター等の継続 ・情報提供の在り方を評価見直し
まん延防止	・個人対策の普及 ・地域対策・職場対策の周知 ・予防接種体制の構築 等	・県内でのまん延防止対策の準備 ・水際対策の強化 ・予防接種（特定接種）の実施	・県民、事業者、病院、高齢者施設等への感染症対策の徹底要請 ・予防接種（住民接種）の実施	・県民への感染症対策の徹底継続 ・住民接種の継続 ・第二波に備え新臨時接種
医療	・地域医療体制の整備 ・研修・訓練 ・医療資器材の整備 等	・帰国者・接触者外来の整備を感染症指定医療機関等に要請 ・帰国者・接触者相談センターの設置	・帰国者・接触者外来の継続⇒一般医療機関体制移行 ・感染症指定医療機関等への移送・入院措置	・一般医療機関診療要請 ・入院治療は重症患者を対策 ・抗インフル薬の備蓄・使用 ・通常の医療体制 ・抗インフル薬の備蓄
県民生活及び経済の確保	・指定地方公共機関での業務計画等の策定 等	・職場における感染症対策の準備要請 ・指定地方公共機関等は事業継続の準備	・消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請 ★指定地方公共機関は必要な措置 ⇒ 継続 ★緊急物資の運送 ★要支援者への生活支援 ★生活関連物資等の価格の安定要請 等	・適正行動呼びかけ継続 ★業務の再開周知

(注) 段階はあくまで目安、必要な対策を柔軟に選択・実施。★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に実施する措置

岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドライン (最終案) の概要

○本ガイドラインは、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を踏まえ、各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したもの

○本ガイドラインの周知・啓発により、県のみならず、市町村、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進することを目指すものである。

岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドライン（最終案）の概要

サーベイランス・情報収集・情報提供・共有

I サーベイランスに関するガイドライン(新規)

:平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・県民等への情報還元に活用。

II 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

:県民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

III まん延防止に関するガイドライン

:流行のピークをできるだけ避けさせ、またそのピーク時の患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

IV 予防接種に関するガイドライン(新規)

:ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

V 医療体制に関するガイドライン

:医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

VI 患者搬送に関するガイドライン

:新型インフルエンザ等発生時に、円滑かつ適切な患者等の搬送を行うため、搬送時に講ずる感染予防対策等について定めるもの。

VII 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

:抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

県民生活及び県民経済の安定の確保

VIII 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

:事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

IX 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

:個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

:死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

【スケジュール】

平成 25 年 2月 13 日	◎岩手県感染症対策委員会開催 (県行動計画の策定について説明、専門委員会で意見聴取の方向性確認)
3月 29 日	●岩手県新型インフルエンザ等対策本部条例公布
4月 13 日	☆新型インフルエンザ等対策特別措置法施行、●県対策本部条例施行
6月 7 日	☆新型インフルエンザ等対策政府行動計画公表
平成 25 年 7 月	●県行動計画等策定作業 ●府内各部局協力依頼 ●定例主任主査会議 (7/5)
平成 25 年 8 月	●骨子案の策定 ○岩手県感染症対策委員会 (8/28)
平成 25 年 9 月	●府内危機管理連絡員会議 (9/4) ○新型インフルエンザ等対策第1回専門委員会 (9/18) ○岩手県新型インフルエンザ等対策連絡協議会幹事会 (9/19) (中間案に向けての議論)
平成 25 年 10 月	●中間案の策定 ○パブリックコメント (10/1~10/31) ■9月定例県議会で計画案の報告 (10/9 : 環境福祉常任委員会)
平成 25 年 11 月	●計画案の策定 ●政策会議幹事会 (11/5) ○新型インフルエンザ等対策第2回専門委員会開催 (11/6) ●政策会議 (11/15) ○岩手県感染症対策委員会開催 (11/19) ○岩手県新型インフルエンザ等対策連絡協議会開催 (11/28)
平成 25 年 12 月	●計画の策定 ■12月定例県議会で計画の報告 (12/5) (国への報告・公表等)

【その他の取組み】

- 医療提供体制等の整備（再構築）
 - 二次医療圏ごとに保健所を中心として地域医師会や中核的医療機関、市町村、消防等からなる対策会議を設置し協議。
- 指定地方公共機関の指定
 - 説明会の開催、同意確認、業務計画の作成支援
- 市町村行動計画策定等の支援
 - モデル計画の提示、予防接種体制構築への助言
- 訓練計画の立案、実施

新型インフルエンザ等対策に関する関係会議における協議状況について

(主な質問、意見等)

○ 岩手県感染症対策委員会（平成 25 年 8 月 28 日）

- ・ 今後の研修会や訓練の予定について
- ・ 畜産部局等との鳥インフルエンザ対策との連携の重要性について
⇒ 行動計画に追記
- ・ コールセンターの役割について

○ 岩手県新型インフルエンザ等対策専門委員会（平成 25 年 9 月 18 日）

- ・ 患者搬送における保健所職員の個人防護具等の装備について
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の方法について
- ・ 訓練の対象者内容を検討してのカリキュラム作り重要性について
- ・ 訓練におけるいわて感染制御支援チームの活用について
⇒ ガイドラインに明記
- ・ 不要不急の外出自粛の要請や、施設の使用制限の具体的な方法、シミュレーションについて
⇒ ガイドラインに明記

○ 岩手県新型インフルエンザ等対策連絡協議会幹事会（平成 25 年 9 月 19 日）

- ・ 県内の被害想定について

○ 岩手県新型インフルエンザ等対策専門委員会（平成 25 年 11 月 6 日）

- ・ 市町村行動計画策定の支援状況について

○ 岩手県感染症対策委員会（平成 25 年 11 月 19 日）

- ・ 家禽で鳥インフルエンザが発生した場合の対応について
- ・ サーベイランスの情報還元の頻度について
- ・ サーベイランスの定点の選定について
- ・ 県行動計画と市町村行動計画との関係性について